

貯蓄預金

2023年10月2日現在

1. 商品名(愛称)	貯蓄預金
2. 販売対象	・ 個人のお客さま
3. 期間	・ 特に期間の定めはありません。
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 随時お預け入れできます。 ・ 1円以上 ・ 1円単位
5. 払戻方法	・ 随時お払い戻しいたします。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・ 毎日の店頭表示の利率を適用します。 ・ 10万円未満、10万円以上30万円未満、30万円以上50万円未満、50万円以上100万円未満、100万円以上の5段階の金額階層別金利設定を行い、毎日の最終残高が各々の金額階層に該当する期間について、当該期間における店頭表示の各々の金額階層の利率を適用します。 ・ 年2回(3月・9月)当金庫所定の日に元金に組入れます。 ・ 毎日の最終残高100円以上について付利単位100円とした1年を365日とする日割り計算を行います。
7. 税金	・ 20.315%の源泉分離課税(国税15.315%、地方税5%) *ただしマル優をご利用の場合は除きます 注)平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間にお受取りになる利息等には「復興特別所得税(0.315%)」が付加課税されます。
8. 手数料	・ キャッシュカードによる払戻し等にあたっては、店頭に表示する当金庫所定の手数料を徴求します。(くわしくは手数料一覧をご覧ください。)
9. 付加できる 特約事項	・ 「普通預金」との間で資金移動させるスウィングサービスの取扱いができます。
10. 中途解約時の お取扱い	——
11. 金利情報の 入手方法	・ 金利は店頭備え付けの金利表示装置または窓口へご照会下さい。
12. 預金保険	・ 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円まで(決済用預金を除きます)とその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護の対象となります)
13. その他参考と なる事項	・ 公共料金等の自動支払および給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取りはできません。 ・ 総合口座のお取扱いはできません。
14. 苦情処理措 置・紛争解決措置	苦情処理措置 ：本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス管理部(9時～17時、フリーダイヤル：0120-308-770、電話：03-3742-0621)にお申し出ください。
	紛争解決措置 ：東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能としておりますので、上記コンプライアンス管理部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)にお申し出ください。なお、上記の各弁護士会(東京三弁護士会)に直接申立ていただくことも可能です。また、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様もご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会にて、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)一がございます。ご利用いただける弁護士会など詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス管理部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。